#### 半田商工会議所中小企業相談事業補助金交付要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、半田商工会議所が商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)の規定に基づいて実施する事業に対し、経費の一部を補助することにより中小企業の振興と安定に寄与することを目的とする。

#### (補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業とは、半田商工会議所中小企業相談所が当該年度愛知県 小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱に基づいて実施する市内小規模事業の振 興と安定を目的とする経営改善普及事業とする。

#### (補助金の額)

第3条 交付する補助金の額は、前条の事業に係る経費から関係事業収入及び愛知県小規模事業経営支援事業費補助金額を除いた額に、2分の1を乗じて得た額を限度額とする。ただし、限度額は、315万円を超えることはできない。

#### (補助金交付の申請)

第4条 半田商工会議所は補助金交付申請書(様式第1)に、事業計画書及び収支予算書を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

#### (補助金の交付決定)

- 第5条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。
- 2 市長は、前項により補助金の交付決定したとき又は不適当と認めたときは、速や かにその旨を申請者に通知するものとする。

#### (実績報告書の提出)

- 第6条 半田商工会議所は、第2条の事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書(様式第2)及び補助金請求書(様式第3)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項により提出された報告書等の内容を審査し適当と認めた場合は、第 5条で決定した補助金額を交付するものとする。
- 3 半田商工会議所は収支決算書が総会で承認されたときは、速やかに市長に提出しなければならない。

#### (交付の取消及び補助金の返還)

- 第7条 市長は、半田商工会議所が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定 の全部若しくは一部を取消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返 還させることができる。
  - (1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき
  - (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不適当と認められるとき
  - (4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、不正に補助金の交付を受けたとき

#### (検査等)

第8条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため補助事業に関して必要な指示をし、 報告を求め、又は検査することができる。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附則

- この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年3月4日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年3月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月26日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年1月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### 様式第1 (第4条関係)

# 半田商工会議所中小企業相談事業補助金交付申請書

年 月 日

半田市長

殿

所在地

団体名

代表者職氏名

年度において下記事業を実施するについて、補助金の交付を受けたいので、要綱第4条により申請します。

記

1 補助金交付申請額 金

- 円
- 2 補助金を受けて実施しようとする事業

### 添付書類

・ 事業計画書及び収支予算書

# 半田商工会議所中小企業相談事業実績報告書

年 月 日

半田市長

殿

所在地

団体名

代表者職氏名

年 月 日付け第 号で交付決定のありました 年度半田 商工会議所中小企業相談事業を完了したので要綱第6条により関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 金

円

2 補助金交付の対象事業

### 添付書類

- (1) 収支決算書(見込)
- (2) 補助事業実績書

年 月 日

半田市長 殿

所在地

団体名

代表者職氏名

# 半田商工会議所中小企業相談事業補助金請求書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のありましたみだ しの補助金を交付してください。

記

- 1 補助金請求額 金 円
- 2 補助金の対象事業